

子発 0420 第 7 号
令和 2 年 4 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p data-bbox="275 156 972 212">次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p data-bbox="114 293 333 319">1 一部改築 (略)</p> <p data-bbox="114 400 383 456">2 拡張 (1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="147 504 1104 560">(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="181 572 1093 628">① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 <u>6,730</u> 点を限度とする。</p> <p data-bbox="181 641 1104 735">② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 <u>1,795</u> 点を限度とする。</p> <p data-bbox="181 748 1104 804">③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,017</u> 点を加算する。</p>	<p data-bbox="1299 156 1995 212">次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p data-bbox="1137 293 1357 319">1 一部改築 (略)</p> <p data-bbox="1137 400 1406 456">2 拡張 (1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="1171 504 2128 560">(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1205 572 2112 628">① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 <u>6,566</u> 点を限度とする。</p> <p data-bbox="1205 641 2128 735">② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 <u>1,752</u> 点を限度とする。</p> <p data-bbox="1205 748 2128 804">③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>1,968</u> 点を加算する。</p>

〔改正後全文〕

	雇児発第 0612005 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発 0405 第 33 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第二次改正	雇児発 0401 第 21 号
	平成 26 年 4 月 1 日
第三次改正	雇児発 0409 第 7 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第四次改正	雇児発 0824 第 6 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第五次改正	雇児発 0615 第 5 号
	平成 29 年 6 月 15 日
第六次改正	子発 0509 第 5 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第七次改正	子発 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第八次改正	子発 0420 第 7 号
	令和 2 年 4 月 20 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に
係る交付金の算定方法の取扱いについて

標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図らねたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726008 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 一部改築

(1) 交付金算定の基本的な考え方

定員1人当たりの交付基礎点数に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

(2) 交付基礎点数の算定方法

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

(3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2 拡張

(1) 交付金算定の基本的な考え方

定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得た額に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の交付金}}{\text{算定面積}} - \frac{\text{当時の国庫負担}}{\text{(補助) 基準面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 交付基礎点数の算定方法

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \text{定員}$$

(3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。

- ① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 6,730 点を限度とする。
- ② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 1,795 点を限度とする。
- ③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に 2,017 点を加算する。